



死亡届の受理に伴う住民票消除の際の入力誤りに ついて

令和4年4月28日に松葉出張所において死亡届を受理し、住民票の消除を行う際、死亡者の指定を誤り、生存している配偶者の住民票を消除していたことが判明しました。

関係する皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

1 内容

戸籍の死亡届が提出され、その届出に基づき死亡者(妻)の住民票を消除する際に、対象者を誤って指定し、生存している配偶者(夫)を死亡しているものとして登録してしまったもの。その後、夫が自身の印鑑登録証明書を請求したことにより、住民票の誤入力が発覚し、住民記録の訂正を行った。しかし、誤った登録期間中の住民基本台帳ネットワークの連携により、夫の年金の入金が遅れることが判明したものの

2 経緯

4月28日(木) 妻の死亡届を松葉出張所で受理し、住民票を消除する際に妻と夫を取り違えて入力(担当した職員は60代の男性主任)

5月7日(土) 夫が自身の印鑑登録証明書取得のため柏の葉サービスコーナーに来所したが、住民記録上、死亡となっていたため発行できず再来所を依頼対応した職員が市民課長に連絡し、市民課職員が死亡届の原本を確認後、住民記録の訂正処理を行った

5月9日(月) 5月7日に発行できなかった理由は説明せず、柏の葉サービスコーナーにて印鑑登録証明書を発行

5月25日(水) 夫が松戸年金事務所に連絡をしたことにより、誤入力のため年金支払が遅れることが発覚し、松戸年金事務所が夫と柏市に連絡年金支払日が遅延しないよう関係機関と調整を開始

市民課長、出張所長及び担当者が、経緯の説明と謝罪のため訪問

5月26日(木) 市民生活部理事、市民課長及び出張所長が市長からのお詫び状を持参して訪問し、謝罪

3 再発防止について

今後はこのような重大な誤りを起こさないよう、また、適切な対応を行うよう、関係部署間で注意喚起を徹底してまいります。また、システムの改修により、誤りが発見しやすい環境整備、事務処理の検査体制やマニュアルの見直しを行い、再発防止に努めてまいります。

※ 本件につきましては、本日5月30日(月)15時30分から、担当部署より記者クラブにてご説明させていただきます。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市市民生活部市民課

電話 04-7167-1128/FAX 04-7160-1036